

エトピリカ保護増殖事業計画

平成13年11月30日

環 境 省

エトピリカ保護増殖事業計画

環境省

第 1 事業の目標

エトピリカは、北太平洋の亜寒帯海域に分布し、北海道東部を繁殖の南限とするウミスズメ科の海鳥である。本種は、日本では人間の接近を拒む離島の断崖上の海に面した箇所等で集団繁殖するが、近年生息環境等の悪化により、我が国における生息個体数が急激に減少している状況にある。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第 2 事業の区域

主として北海道沿岸（ユルリ・モユルリ島、小島、大黒島等）における本種の分布域

第 3 事業の内容

1 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を行う。

(1) 生息状況の把握・モニタリング

本種の分布域において、繁殖期及び非繁殖期に陸域や海上からの観察等により、本種の分布や繁殖状況等生息状況の動向を継続的に把握する。

また、生息情報の収集、整備に努める。

(2) 生物学的特性の把握

標識の装着による個体識別等の手法を活用し、繁殖期及び非繁殖期の行動及び採餌海域等を把握する。

また、本種の食性、捕食者等を含む本種を取り巻く生態系の構造の解明等に関する調査研究を進める。

(3) 生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握

上記(1)及び(2)の結果を基に、本種の生息に適した環境を把握するとともに、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその除去に必要な対策等に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、営巣地として利用される断崖上部の地面等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、上記1の結果等を踏まえ、本種の生息環境の悪化や個体数減少等への効果的な対策を検討し、デコイによる営巣地への定着の促進、営巣環境の整備、捕食者となるカモメ類飛来防止ワイヤー設置等捕食者・天敵等による被害の防止及び軽減等の措置を講ずることにより本種の生息に適した環境の維持・改善を図る。

また、本種は海域で潜水して採餌する特性から上記1(3)の結果を踏まえ、必要に応じ採餌海域における保護対策の手法について検討を進める。

3 飼育下での繁殖

本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とするが、感染症等の不測の事態による野外個体群のさらなる減少に備えるため、飼育下での繁殖を進め、その個体集団の維持・充実を図る。また、飼育下で生まれた個体の生息適地への再導入の可能性等についても検討する。

4 生息地における監視等

本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に悪影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生息地における監視等を行う。

5 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

さらに、本種の生息地域(採餌海域含む)での経済活動との共存を図るため、関係機関、関係者の協力を得て、活動の配慮事項について取りまとめ、関係者への普及啓発に努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、北海道及び関係市町村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。